

公益社団法人日本顕微鏡学会 平成 30 年度事業計画書

1. 平成 30 年度の事業運営方針

公益社団法人化後 6 年が経過し、公益社団法人としての学会活動が軌道に乗りつつあることを踏まえ、さらに運営体制を検証し効率的かつ効果的な運営を目指す。公益社団法人としての学会活動について、以下に具体的な方針を示す。

1. 【研究発表会等の活動】 学術講演会やシンポジウムの実施により、学術・技術レベルの向上を図る。また、電子顕微鏡大学やサマースクール、支部講演会等の活動によって、会員相互の情報交換だけでなく顕微鏡学分野全体の学術的レベル向上と各事業の公益性向上を図る。
2. 【調査・研究活動】学術運営委員会のもと、研究部会、分科会やその他の学術的活動を学術講演会・シンポジウムへと有機的に繋げ、効率的かつ効果的な活動を実施する。
3. 【学術誌(欧文誌、和文誌)の発行】 欧文誌「Microscopy」については、Impact Factor を向上させる施策を引き続き実施し、世界的なステータスをより向上させることに努める。また、和文誌「顕微鏡」は記事の内容の充実を図り、会員全体への情報提供とレベルアップに資するものとする。
4. 【研究業績の表彰等の活動】 顕微鏡学分野の発展のために研究業績を表彰するとともに、当該分野の技術や研究の発展および奨励のために積極的に活動する。また、電子顕微鏡技術認定試験を実施し、技士認定事業を推進する。
5. 【顕微鏡学の普及・啓発、外部団体との連携事業】 教育・産業界に向けた社会貢献事業を企画し、顕微鏡学の普及・啓発のための活動をさらに推進する。また、他学協会等外部団体との連携活動を活発に行い、それを通して顕微鏡学の普及および新たな展開の可能性を探る。
6. 【国際事業】 IFSM、CAPSM 等とより密接な関係を構築するとともに、今後の顕微鏡学において主導的な役割を担える体制を構築する。
7. 【その他の事業の方針】
 - (1) 学会運営に必要な規程・規則類を見直し、体系的に整備する。
 - (2) 将来の顕微鏡学を担う若手の育成に注力し、その目的での事業を検討し実施する。
 - (3) これまでの運営状況を総括し、より効率的かつ効果的な事業運営が実施できるよう事務局を含めて、業務体制を整備する。

II. 事業

1. 研究発表会、講習会等の開催(定款第4条第1項の1)

研究発表会、講習会として、以下の行事等を実施する。

(1) 研究発表会

研究発表会として、下記の学術講演会およびシンポジウム等を実施する。

- ① 第74回学術講演会(実行委員会委員長:中村桂一郎)
テーマ:「顕微鏡解析 イメージングのシンギュラリティ」
会期:平成30年5月29(火)～5月31日(木)
会場:久留米シティプラザ(福岡県久留米市六ツ門町8-1)
- ② 第61回シンポジウム(実行委員会委員長:松田健二)
テーマ:「生物・非生物の新しいスペクトロスコープ(案)」
会期:平成30年11月1日(木)～11月3日(土)
会場:富山国際会議場(富山県富山市大手町1-2)
- ③ 分科会および研究部会が主催する講演会
分科会・研究部会において、講演会、シンポジウム、チュートリアル等を実施する。
分科会および研究部会の設置については、第2項(調査、研究、見学および視察)にする。
- ④ 支部講演会:北海道、関東、関西、九州の各支部において、下記の講演会およびシンポジウム等を実施する。
 - (i) 北海道支部:支部講演会、時期・場所等詳細は未定。
 - (ii) 関東支部:第43回関東支部講演会、時期、場所等詳細は未定。
 - (iii) 関西支部:関西支部集会・学術講演会は第61回シンポジウムと合同開催。
 - (iv) 九州支部:九州支部学術講演会、時期、場所等詳細は未定。

(2) 講習会

本年度は顕微鏡学の普及啓発およびレベルアップのための講習会として下記のチュートリアル等を実施する。

- ① 第28回電子顕微鏡大学(実行委員会委員長:三留正則)
会期:平成30年7月3日(火)～4日(水)
会場:東京大学本郷キャンパス(東京都文京区)
- ② 第29回電子顕微鏡サマースクール(実行委員会委員長:寺田信生)
会期:平成30年8月4日(土)～8月5日(日)
会場:信州大学医学部(長野県松本市)
- ③ 関東支部光顕・電顕試料作製実技講習会
会期:未定
会場:未定

(3) 児童・生徒を対象とする理科授業(公益事業企画推進委員会委員長:三留正則)

① 市民公開講座と市民ワークショップを実施する。

開催時期:平成30年5月27日(日)

開催場所:久留米シティプラザ

② 適宜、児童・生徒を対象とした「顕微鏡体験ワークショップ」を実施する。

2. 調査、研究、見学および視察(定款第4条第1項の2)

本年度の調査活動・研究活動は、学術運営委員会で方針を検討した上で、以下の活動を行う。学術運営委員会は調査・研究活動だけでなく講演会等の方針も検討する。学術運営委員会は調査・研究活動を統括するとともに、講演会・講習会、分科会および研究部会それぞれの活動の連絡を密にするための学術運営合同会議を適宜開催する。

(1) 分科会および研究部会の活動

公益社団法人化初年度であった平成24年度に、公益社団法人としての調査・研究活動等の在り方を検討し平成25年度からは新制度での分科会、研究部会を発足させ、それぞれにおいて調査、研究活動を開始した。平成30年度は、9分科会及び5研究部会をもって活動する。学術運営委員会がこれらの分科会・研究部会を統括することによって相互に連携を図るとともに、特に顕微鏡学の将来を担う若手の育成および啓発のための調査・研究事業を実施する。

(2) 広報活動:広報委員会を設置し、広報活動を実施する。広報委員会は学会ウェブサイトの運営を始めとし、会員への顕微鏡学分野の各種情報の周知、さらには非会員に対しても顕微鏡学分野の種々の情報提供および普及啓発活動を実施する。特に国際交流活性化のために本学会の英語版ホームページの充実を計る。なお委員会は適宜開催する。

3. 学術誌、学会誌および学術図書の発行(定款第4条第1項の3)

下記に記す欧文誌、和文誌および会報等を発行する。

(1) 欧文誌 Microscopy (Journal of Electron Microscopy から名称変更)

① 発行巻・号、発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

(i) 平成30年度中に、第67巻2号～6号および第68巻1号を発行する。オンライン発行により、合計600頁程度、隔月20日発行予定。

(ii) 第61回シンポジウムの要旨集を発行する。

② 欧文誌発行のために、Microscopy 編集委員会を構成し、編集を実施する。Microscopy 編集委員会は、必要に応じて適宜開催する。

(2) 和文誌「顕微鏡」

① 発行巻・号、発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

第53巻1号～3号を発行する。冊子体で各号2,000部、合計200頁程度、4月30日、8月31日、12月31日に発行予定。第74回学術講演会の発表要旨集を別冊として発行する。

② Microscopy 誌のミニアブストラクトを掲載する。

③ 和文誌発行のために、顕微鏡編集委員会を構成し、編集を実施する。顕微鏡編集委員会は、必要に応じて適宜開催する。

(3) 日本顕微鏡学会会報

① 発行部数、平均掲載頁数、発行予定日は下記の通り。

冊子体で各号 2,000 部、合計 18 頁程度、和文誌と同時に発行予定。

(4) その他必要に応じて学術図書の発行または発行の検討を実施する。

4. 研究業績の表彰および研究の奨励、技術認定(定款第4条第1項の4、5)

下記の業績表彰、および技士認定を実施する。

(1) 業績の表彰

学会賞(瀬藤賞)、論文賞・和文誌賞、技術功労賞、奨励賞について選考を行い、受賞者を表彰する。

① 本年度の表彰

(i) 第 63 回日本顕微鏡学会 学会賞(瀬藤賞)

(ii) 第 33 回日本顕微鏡学会論文賞

(iii) 第 23 回日本顕微鏡学会技術功労賞

(iv) 第 19 回日本顕微鏡学会奨励賞

② 賞の授与: 平成 30 年 5 月 29 日(火)~5 月 31 日(木)の第 74 回学術講演会にて各賞の授与を行う。

③ 賞の選考: 2019 年度の表彰のための各賞選考委員会を構成し、賞の選考を行う。

(2) 技術認定

① 電子顕微鏡技術認定試験の実施

認定資格: 電子顕微鏡一級技士, 電子顕微鏡二級技士

(i) 実技試験

開催時期: 未定

開催場所: 未定

(ii) 筆記試験

開催時期: 平成 30 年 10 月 6 日(土)

開催場所: 東京 京都 福岡

② 電子顕微鏡技術認定委員会

認定委員会委員長: 秋元義弘 認定委員会副委員長: 多持隆一郎

電子顕微鏡技術認定試験の試験問題の作成・採点・合否判定を行う。

5. その他必要な事業(定款第4条第1項の6)

(1) 将来構想委員会: 今後の学会活動の方向性の検討に資するため、将来構想委員会を設置し、顕微鏡学を取り巻く状況の調査等より、今後の在り方について提言を行なう。

(2) 支部活動: 北海道、関東、関西、九州の各支部において、それぞれの地区に応じた研究活動、普及・啓発活動等の事業を実施する。

(3) 若手研究者育成: 顕微鏡学の将来を担う若手の育成および啓発のための事業を多角的に検討して実施する。

- (4) 公益事業企画推進： 公益事業企画推進として、教育・産業界等へ向けた社会貢献事業の企画を推進する。
- (5) 規程等の整備・改正： 公益社団法人としての効率的な運営に必要な事項、および顕微鏡学関連の学術分野の発展に資する活動の実施に必要な事項について、その規程・規則類の整備および改正を実施する。
- (6) Microscopy 広報活動： 欧文誌の国際的ステータス向上のために IMC19(19th International Microscopy Congress)にブースを出展しプロモーション活動を積極的に実施する。
- (7) 代議員・役員候補者選挙:2019 年度総会終了時に任期満了となる代議員および役員の選挙を実施する。

6. 国内外の関連諸団体との連携の強化策(定款第4条第2項)

下記の海外および国内の関連団体等との学術的連携・情報交換ならびに協力等を行う。

(1) 海外連携(国際事業)

- ① 国際事業として、下記の国際団体と密接に連携するなかで、顕微鏡学における日本の国際的な立場の向上および顕微鏡学の普及と発展に努める。
 - (i) 国際顕微鏡学連合 (International Federation of Societies for Microscopy; IFSM)
 - (ii) アジア太平洋顕微鏡学会 (Committee of Asia Pacific Society for Microscopy; CAPSM)
 - (iii) 東アジア顕微鏡学会議 (East-Asia Microscopy Conference)
- ② その他、関連する分野の国際会議等との連携を必要に応じて検討する。
- ③ 本年度は IMC19 がシドニー(会期:2018 年 9 月 9 日～14 日)で開催されるので関連団体と連携を図る。

(2) 国内連携

- ① 日本国内の下記の団体との連携を行う。
 - (i) 公益社団法人日本工学会： 他学会事務局との横断的な交流を目的として事務研究会に参加する。
 - (ii) 日本学術会議との連携を密に保ちながら活動する。
 - (iii) 公益財団法人風戸研究奨励会との連携を検討する。
- ② 他の学協会との連携を行う。
 - (i) 他学協会等が主催する、顕微鏡学および関連する分野の講演会等への協賛等を行う。
 - (ii) 日本生物物理学会とはその年会中に共同セッションを開催する。
 - (iii) 日本解剖学会との連携を強化する。
 - (iv) 日本高分子学会との連携を推進する。

以上